

水位とランチングに関する注意を確認してください。
土佐町スロープ門扉に掲示しています

湖面利用者の皆様へ

このスロープ(進入路)は、湖面利用規則に定めている事項のほか、次の条件に従って使用してください。
スロープの使用にあたっては、安全に使用できることを湖面利用者各自の責任において判断し、事故等のないよう使用してください。
スロープの使用により発生した事故等については、一切の責任を負いません。

- ・車両によるスロープの使用は標高308mまでとし、それ以下の範囲に車両を進入させてはいけません。(スロープ横に目印の旗があります。)
- ・貯水位が標高304m以下にある間は、湖面利用者によるスロープの使用を中止します。
- ・ダム管理の事情等により、予告なく使用を制限することがあります。

独立行政法人 水資源機構 池田総合管理所 早明浦ダム・高知分水管理所